

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」
京都市実行委員会スポンサー獲得業務 仕様書

1 委託業務の名称

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会スポンサー獲得業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

3 委託内容

- (1) 協賛金及び協賛物品の獲得に関すること
- (2) 協賛企業等の調整及び進行管理に関すること
- (3) イベント等における協賛企業等の来賓への対応に関すること
- (4) ロゴマークを使用した広報物品開発などライセンスに関すること

4 手数料

獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額含む）の10%を手数料として支払う。

ただし、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会スポンサー獲得に当たり、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が獲得した場合は、その後の協賛企業との調整業務（印刷物への企業ロゴの掲出確認やスポンサー枠の調整、協賛金の請求など）に応じて、手数料を下表のとおりとする。

協賛企業との調整業務	手数料
受託者に依頼する	5%
受託者に依頼しない	0%

5 報告書の提出

業務をすべて終了したときは、実施内容が分かる書類（その他実行委員会が指示するもの）を添付のうえ、業務終了報告書を提出すること。

なお、成果品の著作権は委員会に帰属するものとし、業務完了後は、委員会の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこと。

6 業務を行ううえで留意する点

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。これらは本業務が完了した後についても同様とする。
- (3) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (5) 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、実行委員会に

- 発生原因，経過，被害状況等を速やかに報告し，委員会の指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に定めがない事項については，実行委員会と受託者において協議の上決定する。協議が整わないときは，実行委員会の指示するところによるものとする。
 - (7) 業務遂行に当たっては，実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに，委員会の指示に従うこと。
 - (8) 本業務の全部または主たる一部を，実行委員会の事前の承認なく第三者に委任してはならない。
 - (9) 事業の実施に係る物品の調達等には，地域の活性化の観点を考慮すること。